

令和4年度 保育料（利用者負担額）

（9月1日から）

◆3号認定【保育所（園）・認定こども園】月額保育料表

国 区 分	市 区 分	市認定基準	令和4年度 利用者負担額（円/月額）	
			3号（3歳未満）	
			保育標準時間	保育短時間
1	A	生活保護世帯、里親である保護者の属する世帯等	0	0
2	B	市民税非課税世帯	0 (0)	0 (0)
		ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、 その他要保護世帯等	[1人目 0] [2人目以降 0]	[1人目 0] [2人目以降 0]
3	C1	市民税均等割課税世帯	11,600 (5,800)	11,000 (5,500)
		ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、 その他要保護世帯等	[1人目 5,600] [2人目以降 0]	[1人目 5,300] [2人目以降 0]
	C2	市民税所得割課税額 48,600円未満	14,800 (7,400)	14,000 (7,000)
		ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、 その他要保護世帯等	[1人目 5,600] [2人目以降 0]	[1人目 5,300] [2人目以降 0]
4	D1	市民税所得割課税額 48,600円以上～57,700円未満	18,800 (9,400)	17,800 (8,900)
		ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、 その他要保護世帯等	[1人目 5,600] [2人目以降 0]	[1人目 5,300] [2人目以降 0]
	D2	市民税所得割課税額 57,700円以上～77,101円未満	22,800 (11,400)	21,600 (10,800)
		ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、 その他要保護世帯等	[1人目 5,600] [2人目以降 0]	[1人目 5,300] [2人目以降 0]
D3	市民税所得割課税額 77,101円以上～97,000円未満	24,000 (12,000)	22,800 (11,400)	
5	D4	市民税所得割課税額 97,000円以上～133,000円未満	33,800 (16,900)	32,100 (16,050)
	D5	市民税所得割課税額 133,000円以上～169,000円未満	35,600 (17,800)	33,800 (16,900)
6	D6	市民税所得割課税額 169,000円以上～195,400円未満	43,600 (21,800)	41,400 (20,700)
	D7	市民税所得割課税額 195,400円以上～222,200円未満	46,700 (23,350)	44,400 (22,200)
	D8	市民税所得割課税額 222,200円以上～260,600円未満	48,400 (24,200)	46,000 (23,000)
	D9	市民税所得割課税額 260,600円以上～301,000円未満	48,400 (24,200)	46,000 (23,000)
7	D10	市民税所得割課税額 301,000円以上～345,000円未満	50,500 (25,250)	48,000 (24,000)
	D11	市民税所得割課税額 345,000円以上～397,000円未満	50,500 (25,250)	48,000 (24,000)
8	D12	市民税所得割課税額 397,000円以上	52,700 (26,350)	50,000 (25,000)

(1) 同一世帯において小学校就学前の範囲内にある児童が複数人同時に教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している場合(企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)におけるこの表の適用については、最年長の児童から順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の半額、3人目以降については無料となります。

(2) 生計が同一の子（税の扶養の対象となる19歳以上の子を含む）が3人以上いる世帯で、第3子以降の児童が入所した場合の保育料については、第1号の規定にかかわらず無料となります。

(3) BからD1までの多子世帯および、BからD2までのひとり親等世帯には特例措置があります。

※ ()は2人目の金額。[]はひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他要保護世帯等の額。

※ 保護者等住所が指定都市区域内であっても、指定都市区域外に住所を有するとみなして市町村民税所得割を算定します。

※ 3歳児以上（4月1日時点で3歳以上の子）の保育料及び副食費は無償です。